

別記第18号様式（第18条関係）

毒物劇物業務上取扱者届

事業場	種類	令第41条第3号に規定する事業
	名称	保健所運送
	所在地	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター401号 TEL 522-8766
取扱品目		(例) 過酸化水素 60%
備考		

第1号:電気めっきを行う事業
第2号:金属熱処理を
第3号:運送(※1)
第4号:しろありの防除

毒物及び劇物取締法施行令別表第二の
毒物劇物を最大積載量 5,000kg 以上の
大型自動車で、下記のとおり運送する場合
①自動車に固定された容器を用いて運送
②内積量が 1,000L
(四アルキル鉛は 200L)以上の容器を
積載して運送

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

令和6年 4月 1日

〒803-8501

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL 093-xxx-xxxx

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 北九州市保健所株式会社 代表取締役 北九 太郎

北九州市長様

参考

毒物及び劇物取締法施行令 別表第二

1. 黄燐
2. 四アルキル鉛を含有する製剤
3. 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
4. 弗化水素及びこれを含有する製剤
5. アクリルニトリル
6. アクロレイン
7. アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
8. 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
9. 塩素
10. 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。）
11. クロルスルホン酸
12. クロルピクリン
13. クロルメチル
14. 硅弗化水素酸
15. ジメチル硫酸
16. 臭素
17. 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
18. 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
19. 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
20. ニトロベンゼン
21. 発煙硫酸
22. ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
23. 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの